

令和元年度 第1回

恵庭市保健センター運営協議会

○ 日 時 令和元年6月6日（木）午後6時00分

○ 場 所 緑と語らいの広場複合施設 えにあす会議室8-3

【 次 第 】

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 委員紹介

5. 正・副会長選出

6. 会長・副会長挨拶

7. 報告事項

(1) 平成30年度保健事業実施報告について 資料1

(2) 令和元年度保健事業の推進について

① 恵庭市子育て世代包括支援センター事業(案)について 資料2

② 風しんの追加的対策について 資料3

③ 保健課各種計画について 資料4

8. その他

9. 閉会

恵庭市保健センター運営協議会委員名簿

任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日

区 分			氏 名	選出機関・団体	役 職
1	保健所及びその他の関係行政機関	第6条1号	森 昭久	北海道千歳地域保健室	室 長
2	医師会、歯科医師会及びその他の保健医療関係団体	第6条2号	貝嶋 光信	一般社団法人恵庭市医師会	副会長
3			村松 宏之	恵庭市歯科医師会	副会長
4			江川 禎浩	恵庭市薬剤師会	会 長
5			草野 真暢	北海道文教大学	教 授
6	社会福祉協議会及びその他の福祉関係団体	第6条3号	船田 清	恵庭市社会福祉協議会	事務局長
7			寺田 節子	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
8			亀石 和代	恵庭市老人クラブ連合会	副会長
9			中島 良子	道央農協女性部恵庭ブロック	ブロック長
10			神田 美佐子	恵庭市地域女性連絡会	会 長

恵庭市保健センター運営協議会事務局職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	狩 野 洋 一	
保健センター長	佐 々 木 良 幸	
保 健 課 長	石 上 久 美	
健康スポーツ課長	北 田 元 樹	
保健予防担当主査	藤 田 典 子	
母子保健・食育担当主査	小 山 智 美	
精神保健担当主査	菊 地 浩 文	
健康推進担当主査	福 井 美 奈 子	
主 任 主 事	上 野 公 敬	
主 事	有 塚 悠	

1. 健康診査等事業

(1) 健康診査、各種健（検）診事後管理、特定保健指導

- ・ 35歳～39歳の市民及び35歳以上の生活保護受給者に対し、健康診査を実施しています。
- ・ 国民健康保険加入者（40～74歳）に対し、特定健康診査を実施しています。
- ・ 特定健康診査（健康診査）の結果、内臓肥満に加えて、血糖、血圧、脂質、喫煙習慣の有無のリスクの個数により積極的支援、動機付け支援に階層化され、特定保健指導（保健指導）が実施されます。（高血圧、糖尿病、脂質異常症で治療中の方は除く）
- ・ 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率は、保健課把握分で29.0%。
- ・ 特定保健指導については、対象者全体のうち、積極的支援利用者が24.6%、動機付け支援利用者が36.1%となっています。

			29年度				30年度			
			国保（40～74歳）		35～39歳	生保	国保（40～74歳）		35～39歳	生保
健診受診数			2,707	25.9%	43	14	2,941	29.0%	63	7
結果		メタボ非該当	1,929	71.3%	40	6	2,033	69.1%	57	4
		メタボ該当	483	17.8%	1	5	553	18.8%	1	3
		予備軍	292	10.8%	2	3	346	11.8%	5	0
		判定不能	3	0.1%	0	0	9	0.3%	0	0
保健指導	対象	積極的	50	1.8%	1	3	65	2.2%	2	0
		動機付け ^{注1)}	250	9.2%	4	1	310	10.5%	5	1
	利用	積極的	15	30.0%	1	3	16	24.6%	2	0
		動機付け ^{注2)}	121	48.4%	2	1	112	36.1%	0	1

注1) 動機付け【対象】⇒年度75歳を含む数

※ 平成31年4月末現在 保健課把握データ

注2) 動機付け【利用】⇒年度75歳を含まない数（実施しない）

(2) 肝炎ウイルス検診

- ・ 平成23年度より、特定の年齢に達した市民に、個別通知による受診の勧奨・検診料の減免を実施しています。

勧奨通知送付対象 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳（6,122人）

	勧奨通知者	受診者	C型陽性	B型陽性
26年度	6,811	568	6	6
27年度	6,586	603	2	8
28年度	6,173	473	2	6
29年度	6,083	542	0	6
30年度	6,122	429	0	7

(3) エキノコックス症検診

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受診者数	74	87	43	40	68
擬陽性	0	0	0	0	0
陽性	0	0	0	0	0

(4) 各種がん検診事業 ※がん発見者数については、H31.3月末現在

・受診率は胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんとなっています。

	胃がん			大腸がん			肺がん		
	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん
26年度	1,966 (75)	234	4	2,581 (73)	222	4	1,981 (41)	76	4
27年度	2,279 (59)	217	11 (*2)	3,129 (81)	237	10 (*2)	2,215 (41)	91	5
28年度	2,159 (68)	147	4	2,543 (93)	214	6	2,199 (71)	80	3 (*1)
29年度	2,198 (46)	195	3	2,661 (62)	230	5	2,331 (40)	45	3
30年度	2,079 (60)	159	1	2,589 (83)	204	4	2,289 (64)	96	0

(*1) うち経過観察からの発見がん

	乳がん(がん検診推進事業含)			子宮がん(がん検診推進事業含)			備 考
	受診者	要精検	がん	受診者	要精検	がん	
26年度	1,249 (77)	44	6 (*2)	1,223	24	1 (*1)	
27年度	1,436 (99)	41	6 (*2)	1,254	24	1 (*1)	
28年度	1,160 (125)	46	4	1,070	19	0	
29年度	1,245 (100)	42	4	963	23	0	
30年度	1,073 (104)	40	3	941	17	0	

受診者の () 内は35～39歳受診者数

(5) がん検診推進事業

○クーポン事業

働く世代の女性支援のためのがん検診推進として、平成21年度から子宮、乳がん検診において検診料金が無料となるクーポン券の送付を実施しています。

クーポン券有効期間 平成30年4月1日～平成31年2月28日

クーポン券送付対象 子宮がん検診 20歳
乳がん検診 40歳

クーポン券送付者数・受診者数・受診率

	子宮がん検診				乳がん検診			
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
29年度	20歳	418	21	5.0%	40歳	501	146	29.1%
30年度	20歳	427	24	5.6%	40歳	491	138	28.1%

(参考)

	子宮がん検診				乳がん検診			
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
28年度	20歳	357	24	6.7%	40歳	487	133	27.3%
	25歳	273	28	10.3%	45歳	343	42	12.2%
	30歳	312	47	15.1%	50歳	303	30	9.9%
	35歳	308	57	18.5%	55歳	320	24	7.5%
	40歳	336	54	16.1%	60歳	300	28	9.3%
	計	1,586	212	13.4%	計	1,753	257	14.7%

2. 健康増進事業

(1) 健康づくり計画・食育推進計画策定事業

- 平成30年度から平成35年度までを計画期間として、「第2次恵庭市健康づくり計画」と「第3次恵庭市食育推進計画」の両計画を策定しました。
- 第2次恵庭市健康づくり計画は、保健センター運営協議会や関係部署による検討、協議しながら、生活習慣病の発症や重症化予防を重視し、身体活動やがん、糖尿病、歯など9領域の健康課題への取組みによる健康づくり推進を目的としたものです。
- 第3次恵庭市食育推進計画は、恵庭市食育推進協議会や保健センター運営協議会及び関係部署での検討や協議を行い、食をとおして「健康をつくる」・「人を育む」・「地域をつくる」の3つの領域毎に目標を定め、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざします。

(2) 健康教育事業

- 町内会の健康学習会や様々な団体からの出前講座の依頼により地域に出向き、健康に関する講話や実技を実施しました。

集団健康教育									
26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
55	1,281	59	1,573	63	1,695	65	1,555	69	1,737

《集団健康教育の内訳》

	出前講座等		健康増進事業		ウォーキング普及		高齢者健康教育事業	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
26年度	34	819	12	271	6	88	3	103
27年度	39	1,104	11	211	6	129	3	129
28年度	42	1,131	14	364	4	68	3	132
29年度	46	1,195	12	219	4	41	3	100
30年度	54	1,306	8	300	4	44	3	87

※出前講座：保健課・健康スポーツ課を合わせて計上

(3) 健康相談事業

- 保健事業のあらゆる機会を活用し、健康相談に応じています。

	回 数	延 人 数
26年度	740	1,220
27年度	684	1,157
28年度	777	1,440
29年度	632	1,445
30年度	550	990

(4) 機能訓練・訪問指導事業

①機能訓練教室

- 事業開始当初と比較し、介護保険や障害者総合支援法に基づくサービスが充実し、社会参加の機会が確保されたことと、根拠となる健康増進法実施要領が改正されたことと合わせ、平成29年度をもって事業を廃止した。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回 数	45	46	47	14	事業廃止
実人数	2	2	2	2	
延 人 数	87	79	75	25	

②訪問指導

- 療養上の保健指導が必要であると認められる40～64歳の市民・家族に、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し心身機能の低下の防止と健康増進を図ることを目的としています。

	訪問指導	
	実人数	延人数
26年度	14	20
27年度	7	10
28年度	5	8
29年度	5	11
30年度	7	15

3. 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付

- ・全届出について保健センターで保健師が面接・保健指導を行い、妊娠中から支援を開始しています。
- ・母子健康手帳交付時に、併せて妊婦健康診査受診票の交付・マタニティマークストラップを配布しています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
妊娠届出数	488	475	498	447	430
手帳交付数	501	483	511	461	449
ストラップ配布数	488	475	496	447	430

(2) 妊婦・両親教室

- ・健やかな妊娠期を過ごすために保健指導のほか歯科保健指導や調理実習・栄養指導も実施しています。
- ・両親教室では父親母親の役割や夫婦で育児に臨むための学びの場として、沐浴実習なども取り入れながら実施しています。

	妊婦教室			両親教室		
	回数	延人数	参加率※	回数	参加組数	参加率
26年度	18	156	31.5%	6	106	42.7%
27年度	18	171	34.3%	6	87	41.2%
28年度	15	120	28.8%	6	78	37.3%
29年度	12	113	28.8%	6	79	38.3%
30年度	12	145	31.4%	4	73	36.0%

※1コース（3回）の平均参加率

(3) 妊婦健康診査

- ・健診受診票（一般健診14回分、超音波検査6回分）を交付し健診費用を助成しています。
- ・支援が必要な妊婦については、健診の受診状況を適宜確認しながら支援を継続しています。

	交付人数	助成総数	妊婦一般健診	超音波検査
			助成数	助成数
27年度	766	7,647	5,809	1,838
28年度	752	7,677	5,519	2,158
29年度	755	8,146	5,652	2,494
30年度	674	7,136	5,026	2,110

*平成28年度より超音波検査の助成回数が4回から6回に増えています。

(4) 特定不妊治療費助成

- ・平成30年度は実人数30人に対し、延べ52回助成し13人が妊娠(妊娠率43.3%)に至っています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
助成件数	31	56	53	40	52	人
実人数	20	35	33	27	30	人
妊娠率	20.0%	31.4%	45.5%	44.4%	43.3%	%
男性不妊	—	—	—	0	0	人

*平成29年度より男性不妊治療が対象となっております。

(5) 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問

- ・専任の赤ちゃん訪問指導員1名と保健師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育・健康を確認しながら育児に必要な情報の提供や制度紹介、保健指導を実施しています。
- ・養育支援家庭訪問は、子どもに発育や健康の問題があったり、妊婦や養育者が健康不調や育児困難を抱えているなどの家庭を訪問します。また、養育支援保健医療連携システムの情報提供を受け早期に行う訪問や、虐待予防のために行う訪問としても実施しています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
赤ちゃん訪問	496	467	434	472	426
養育支援訪問	54	64	87	94	103

(6) 乳幼児健診

① 3～4か月児・9～10か月児健康診査

- 未受診児家庭には電話や文書等で受診勧奨を行い、連絡がつかない家庭には訪問などで状況把握を行っています。9～10か月児健診では、育児支援のひとつとして「ブックスタート事業」と連動して実施しています。

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
26年度	1,030	1,021	99.1%	13	195
27年度	1,000	982	98.2%	9	221
28年度	993	975	98.2%	13	225
29年度	955	935	97.9%	10	222
30年度	962	938	97.5%	6	223

② 1歳6か月児・3歳児健康診査

- 1歳6か月児健診・3歳児健診ともに高い受診率で推移しています。
- 未受診者対策として、家庭訪問を行うなどして子どもの健康状態や養育状況の全数把握に努め、必要な保健指導を行うなど、幼児期の支援を行っています。

《1歳6か月児健診》

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
26年度	512	507	99.0%	8	154
27年度	575	564	98.1%	7	165
28年度	516	509	98.6%	4	172
29年度	514	503	97.9%	6	149
30年度	506	493	97.4%	5	144

《3歳児健康診査》

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
26年度	546	535	98.0%	23	76
27年度	538	526	97.8%	13	137
28年度	595	579	97.3%	15	159
29年度	548	533	97.3%	36	159
30年度	573	554	96.7%	20	179

(7) 先天性股関節脱臼検診

- 検診は3～4か月児を対象に市内整形外科病院に委託し実施しています。

	対象者	受診数	受診率	有所見	要治療
26年度	513	493	96.1%	8	0
27年度	490	461	94.1%	8	0
28年度	490	428	87.3%	9	1
29年度	478	457	95.6%	4	0
30年度	460	407	88.5%	12	1

(8) 育児教室、育児相談

- 子どもの健やかな成長と養育支援の視点から、子どもの発育発達や健康について、育児相談や教室、家庭訪問など複合的に支援を行っています。
- 母子保健事業ケース検討会・養育支援事例検討会による支援の検討や、要保護児童ネットワーク協議会個別会議により関係機関と連携を図るなどして、継続的な支援を行っています。

	育児教室		子育て講話等		思春期保健		乳幼児相談		来所面接
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	件数
26年度	6	95	10	93	7	275	12	300	45
27年度	6	101	14	335	7	277	12	395	41
28年度	6	87	14	323	8	296	12	463	36
29年度	6	87	12	246	8	301	12	400	41
30年度	6	101	10	206	8	301	12	519	41

(9) 小児救急普及啓発事業

- 平成23年度に作成配布した小児救急の対処法などを記載した「子どもの救急」冊子を改定し子どもの不調や病気に対する家族の不安軽減や適切な受診行動への啓発を図りました。
 - 冊子仕様 A5版、13ページ、第7版
 - 配布対象世帯 子どもが誕生した家庭
 - 配布方法 乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援センターほか

4. 歯科保健事業

(1) 幼児歯科健診・相談、フッ素塗布

① 幼児歯科健診

- 口腔内の状況は「う歯のない者の割合」・「一人平均う歯数」は1歳6か月児歯科健診 98.2% 0.05本、3歳児歯科健診85.4%、0.52本で、月齢が上がるにつれ平均う歯本数が増加しています。今年度は1歳6か月児の「う歯のない割合」は減少、「一人平均う歯数」はう歯の増加がみられました。3歳児健診では「う歯のない割合」、「一人平均う歯数」とともに、増加が見られました。

	1歳6か月児歯科健診					3歳児歯科健診						2歳児歯科健診	
	対象者	回数	人数	要指導	要治療	対象者	回数	人数	要指導	要精検	要治療	回数	人数
26年度	512	12	507	173	20	546	24	533	46	0	105	12	136
27年度	575	12	563	123	8	538	24	526	30	0	101	12	138
28年度	516	12	508	124	15	595	24	579	41	0	111	12	127
29年度	514	12	502	79	7	548	24	529	33	0	82	12	142
30年度	506	12	493	69	9	573	24	554	18	0	81	12	158

*2歳児歯科健診H22、23年度は未集計

② う歯予防対策事業（フッ素塗布）

- 1歳6か月児健診受診者の72.2%がフッ素塗布を受け、そのうち80.9%が初回塗布となっています。今後も9～10か月児健診において乳歯萌出後からの塗布を勧奨していきます。
- 3歳児健診受診者の63.4%がフッ素塗布を受けており、3回以上フッ素塗布の割合が35.3%で継続的な塗布に繋がっています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
塗布者	1,937	1,921	1,824	1,801	1,885

(2) 成人歯科健診・相談・教育

- 歯科健診は、特定健康診査集団健診（えにあす）と同時に実施し、また口腔衛生キャンペーン時はイベント方式で実施しています。妊婦の歯科健診も併せて行い、50名（26.6%）の受診がありました。
- 歯科保健の健康教育においては、働きざかりの成人期にも対象を広げ、ライフステージを通して実施しています。
- 歯科口腔の健康づくりに関する普及啓発として、歯と口の衛生週間（6月）・8020運動推進週間（11月）を実施しました。

	相 談 （健診）							健康教育(地域)	
	回数	人数	結果※1					回数	人数
		(妊婦再)	問題なし	要指導	要精検	要医療	備考		
26年度	7	106 (27)	9	9	0	88		9	211
27年度	8	174 (33)	17	7	0	91	※2	4	120
28年度	8	177 (31)	4	4	0	91	※2	3	46
29年度	8	181 (37)	6	7	0	88	※2	3	68
30年度	8	188 (50)	17	5	0	104	※2	2	91

※1 ・2名指導のみ（H27）

・1名指導のみ（H24・25）

※2 口腔衛生キャンペーン（イベント形式）で1回実施のため未把握分含む

(3) 歯科口腔保健普及啓発事業

- 中高年の市民に対して、歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防に向けた取り組みへの普及啓発として身近な地域の集団の中で、口腔機能の評価と医師の講話を合わせた教室事業を実施しました。

	講演会		健口教室	
	回数	人数	回数	人数
26年度	1	37	3	47
27年度	1	15	3	37
28年度	—	—	4	164
29年度	—	—	4	173
30年度	—	—	4	149

※ H28年度から講演会形式からより身近な場所での教室に振り替えて4回実施。

5. 食育推進事業

(1) 食育推進展示、食育講座、食育講演会

- ・第3次恵庭市食育推進計画に基づき事業を実施しました。
- ・毎月19日の食育の日にはFM「e-niwa」での放送や、毎年6月の食育月間を中心に食育推進展示や食育講座を実施し食育に関する普及啓発を行っています。

	講演会		講座・講話		食育展示	協議会
	回	人数	回	人数	回	開催回数
25年度	1	107	10	181	5	2
26年度	1	76	9	84	5	2
27年度	1	60	8	172	4	2
28年度	1	78	6	54	4	2
29年度	1	36	7	120	4	2
30年度	1	41	7	145	4	2

6. 予防接種事業

(1) 予防接種事業

- ・本市に居住する市民で予防接種法施行令第1条の対象者に対し、医師会との連携のもと予防接種を実施しました。

《子どもの予防接種》

(延接種人数)

	不活化ポリオ	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん・風しん			BCG	子宮頸がん	ヒブ	小児肺炎球菌	水痘
					混合	麻しん	風しん	未就学児				
26年度	272	2,009	129	469	1,073	0	0	538	5	2,148	2,094	1,096
27年度	42	2,008	0	450	1,075	0	0	481	0	1,974	1,973	1,197
28年度	19	1,995	0	495	1,034	0	0	468	1	1,907	1,912	928
29年度	18	1,895	0	456	1,002	0	0	475	1	1,883	1,879	837
30年度	6	1,833	0	526	1,024	0	0	456	0	1,787	1,793	925

《子どもの予防接種》

	日本脳炎	B型肝炎
26年度		
27年度		
28年度	4,635	792
29年度	4,214	1,422
30年度	3,756	1,297

《大人の予防接種》

	インフルエンザ	肺炎球菌(市助成)	肺炎球菌(定期)
26年度	7,779	633	2,284
27年度	7,910		1,790
28年度	8,261		2,277
29年度	8,193		2,075
30年度	8,509		1,897

※ポリオはH24.9に不活化ワクチンへ切り替え。

※四種混合はH24.11より開始(三種混合+不活化ポリオ)。

※麻しん・風しんは平成20年度～平成24年度の5年間に限り3期・4期接種実施している。

※子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌はH23.8より開始

※肺炎球菌(市助成)は、H24.6より開始(75歳以上の市民を対象に、3,000円を助成)→H27.3末事業終了

※水痘・肺炎球菌(定期)はH26.10より開始

※日本脳炎はH28.4.1より開始

※B型肝炎はH28.10.1より開始

7. 夜間診療所運営事業

- ・本市における休日・夜間等の救急医療体制の空白を解消するため、夜間急病診療所の運営と医師会と連携し、市内当番医療機関による輪番制で対応しています。
- ・平成23年5月より、夜間急病診療所の診療は内科・小児科系とし、土曜診療(午後)を開始、休日診療を拡大しています。また、市内当番医療機関については、けが等の外傷の診療としています。
(参考) 千歳市休日夜間急病センター：平成29年9月5日開設

《夜間急病診療所の患者数》

	夜間診療		休日診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
26年度	359	2,216	66	1,900	49	543	4,659
27年度	360	2,154	66	1,823	51	518	4,495
28年度	359	2,005	66	1,696	50	468	4,169
29年度	356	1,748	66	1,792	49	398	3,938
30年度	359	1,940	67	1,932	48	433	4,305

《市内当番医療機関の患者数》

	平日診療		休日診療		年末年始診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
26年度	244	631	66	1,238	6	988	49	363	3,220
27年度	245	557	65	1,161	6	539	51	406	2,663
28年度	243	584	66	1,098	6	665	50	511	2,858
29年度	247	563	65	1,144	7	630	49	450	2,787
30年度	246	569	67	1,156	6	1,029	48	444	3,198

8. 救急医療対策事業

- ・夜間急病診療所の運営等一次救急医療の整備、二次救急医療との連携等について協議する「救急医療対策会議」を設置しました。
- ・委員数は医師会、薬剤師会、看護師、一般市民、行政職員 9 名で構成。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
28年度	1	H28. 7. 14	8	(1) 平成27年度事業実施報告（救急医療対策関連） (2) 平成28年度事業実施計画（救急医療対策関連）
29年度	2	H29. 5. 16	8	(1) 平成28年度初期救急医療の実績について (2) 平成29年度関係事業の推進について
		H30. 3. 1	-	(1) 恵庭市保健センター及び夜間休日・急病診療所の移転について
30年度	1	H30. 6. 8	6	(1) 平成29年度初期救急医療の実績について (2) 平成30年度関係事業の推進について

●二次救急医療機関への助成

<目的>

市の救急医療体制の確保と充実を図るため、市内の二次救急医療機関（救急告示病院）に對して助成する。

<助成対象>

市内の救急告示病院

3 医療機関（恵み野病院、恵庭第一病院、我汝会えにわ病院）

<助成基準>

【定額割】 1 医療機関に 3 0 0 千円（年額）を助成

【搬送人数割】 市救急隊による搬送人数 1 人当たり 3 千円を助成

（単位：千円）

二次救急医療機関名	平成 3 0 年度実績		平成 2 9 年度実績		平成 2 8 年度実績	
	搬送人数	補助額	搬送人数	補助額	搬送人数	補助額
恵み野病院	1,001	3,303	1,005	3,315	977	3,231
恵庭第一病院	433	1,599	428	1,584	414	1,542
我汝会えにわ病院	131	693	133	699	110	630
計	1,565	5,595	1,566	5,598	1,501	5,403

●小児科日曜救急外来開設（平成 2 6 年 4 月開始）

①診療場所：千歳市民病院救急外来（千歳・恵庭市内の小児科医が診療対応）

②診療日及び受付時間：毎週日曜日 8：30～11：00

9. 介護予防事業

(1) 訪問型短期集中予防事業

- ・訪問指導による、うつ・認知症・閉じこもり・口腔機能・栄養改善に取り組むことで、生活機能向上を図ることを目的とし、通所型事業への参加が困難な方を対象としています。
- ・事前・事後にアセスメントを行い個別の指導を行います。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実数	0	0	4	1	4
延人数	0	0	9	1	12

(2) 通所型短期集中予防事業

- ・要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者に対して、運動・口腔機能・栄養・閉じこもりの防止などに対する複合的なプログラムを提供し、在宅や地域において自立した生活を営むことができるよう支援しました。
- ・平成29年度まで、保健課直営事業として実施していた、「生活機能向上」「体力向上」「口腔機能向上」の3事業を統合して委託事業として実施し、利用者の便宜をはかりました。
- ・1クール12回（1回/週、3ヵ月）として実施しました。

※参考 H29年度の3事業の合計実績

	30年度		29年度
対象者数	15	対象者数	11
延利用者数	162	延利用者数	92

- ・平成30年度委託事業所数 5事業所

(3) 介護予防把握事業

①訪問等相談活動

- ・要介護状態や生活習慣病の重症化を予防するために家庭訪問等により高齢者の実態を把握し、保健指導と主要な生活指導や改善プログラムにつなげることを目的に実施しています。
- ・対象は65歳以上の高齢者、特に年度内70歳に到達する市民（要介護・要支援を除く）の方を対象に早期に実施しています。
- ・70歳到達者訪問数：1,097人中、実479人、延488人でした。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実人数	693	735	808	640	578
延人数	757	762	834	665	625

※H28まで対象者は、年度内75歳到達者で実施。

②あたまの元気度相談

- ・認知症等の早期対応を目的とした、評価を含む個別相談及び指導事業です。認知症の傾向あり（保健指導レッド）2人、認知症やうつの傾向ややあり（保健指導イエロー）8人、問題なし（保健指導グリーン）12人に対して、評価に基づき必要な保健指導を実施しました。

	回数	延人数	総合評価（保健指導）			
			グリーン	レッド	イエロー	その他
26年度	4	46	27	4	14	1
27年度	4	40	22	2	14	2
28年度	4	29	24	1	4	0
29年度	4	23	15	2	5	1
30年度	4	22	12	2	8	0

(4) 介護予防普及啓発事業

①介護予防講演会

- 介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者の心身の健康の保持増進、高齢者が自立した生活を送れるよう市民の介護予防への関心と理解を深めることを目的に実施しました。

テ ー マ	講 師	参加人数
からだを動かして認知症予防	北海道文教大学 作業療法学科 准教授 奥村 宣久 氏	52
健康寿命を延ばそう ～食事と運動の大切さ～	札幌医科大学 細胞生理学講座 教授 當瀬 規嗣 氏	165

②高齢者健康づくり教室（食と活動編）

- 65歳以上の高齢者に対して、「運動」「栄養」に関する介護予防を目的とした健康教育等を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発を目的に実施しました。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	※H29年度からは、一般高齢者を対象とした健康づくり教室として内容を拡大して実施しました。
回数	2	2	2	4	4	
延人数	34	22	37	65	56	

③老人クラブ健康教育・健康相談

- 生活習慣病予防・健康増進などに関する正しい知識の普及を図ると共に、健康の保持増進と健康への自覚を高めることを目的としています。
- 高齢者やその家族等に、生活習慣の改善、リハビリ方法などの個別相談に応じることで、介護予防を推進することを目的としています。
- 老人クラブ会員等を対象に実施しました。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回数	32	36	31	34	33
健康教育人数	1,033	1,188	1,100	1,050	984
健康相談人数	772	935	811	639	680

※高齢者を対象とした出前講座を含む

④シニア向けポータルサイトの開設

- シニア世代に向けたポータルサイト「ウェルネススペース えにわ」を開設し、健康、スポーツ、社会参加に関する情報などの提供を始めました。

	29年度	30年度
閲覧数	5,905	10,497

(5) 地域介護予防活動支援事業

①介護予防地域リーダー支援事業

《いきいき百歳体操サポーター養成》

- 身近な地域で住民主体によるいきいき百歳体操を推進するためのサポーターを養成することで、1)住民主体による介護予防の推進 2)高齢者が高齢者を支えるまちづくりの推進 3)サポーター自身の生きがい、健康づくりを目的に実施しました。

	サポーター養成			地域展開版養成			ボランティア実践		
	回数	実数	延数	回数	実数	延数	回数	実数	延数
26年度	12	25	85	6	20	36	36	19	137
27年度	13	35	78	0	0	0	36	14	124
28年度	11	51	72	0	0	0	36	7	76
29年度	11	56	129	2	10	20	12	6	52
30年度	11	38	92	3	8	10	-	-	-

※ サポーター養成…サポーターを希望する方に対する養成

地域展開版養成…地域で実施するための養成

ボランティア実践…サポーター養成後に行うボランティア実践体験

《いきいき百歳体操実施地域（事後）》

- 平成30年度は新規に1カ所でいきいき百歳体操を開始しています。（休止1カ所）

	地 域	開始確認時期	会 場
26年度	柏木地区	平成26年7月	柏木中央会館
	黄金南地区	平成26年8月	あけぼの会館
	恵み野南地区	平成27年3月	道営住宅恵み野団地内
27年度	末広地区	平成27年6月	福祉会館
	福住地区	平成27年12月	児童館
	本町地区	平成28年1月	市民プラザ
	恵み野地区	平成28年1月	恵み野憩の家
28年度	柏陽地区	平成28年5月	柏陽憩の家
	島松地区	平成28年6月	GHこもれびの家
	柏木地区	平成28年7月	たよれーる・みなみ
29年度	島松地区	平成29年5月	たよれーる・きた
	島松東町地区	平成29年6月	島松憩の家
	漁町地区	平成29年9月	さかえ会館
	福住地区	平成29年9月	福住憩の家
	恵み野地区	平成29年10月	たよれーる・中島・恵み野
30年度	黄金北地区	平成30年6月	黄金北会館

（H30年度末累計）サポーター養成484人 地域展開34地区 実施1,377回 延人数29,795人

※28年度より、市内医療機関などのリハビリ専門職による健康講話を実施しました

②地域ささえあい地域づくり事業

- 地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目的としています。
- 健康教育等の取り組みを通じて地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回数	29	24	29	49	46
延人数	395	413	575	969	924

③地域ささえあい地域づくり講演会 参加者52人

- 講師：NPO法人 えにわ市民プラザ・アイル 理事長 泉谷 清 氏
テーマ：「アクティブ・エイジング活動の勧め」

10. 精神保健福祉事業

(1) 精神障害者保健福祉手帳申請承認実績数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規認定申請	52	45	58	66	63
更新認定申請	117	144	150	167	168
計	169	189	208	233	231

(2) 普及啓発

- ・ 恵庭市こころの健康づくり・自殺予防対策推進方針(H26～H29) に基づき講演会の開催により普及啓発を図りました。

こころの健康づくり講演会

第1回 「気づいてください、あなたの周りのSOS」 本田記念病院 池本 真美 氏

	こころの健康づくり講演会		家族会		備 考
	回数	延人数	回数	延人数	
26年度	2	237	12	66	家族会のみ
27年度	2	107	10	58	家族会、学習会
28年度	1	68	10	48	家族会のみ
29年度	1	78	5	20	家族会のみ
30年度	1	47	4	15	家族会のみ

(3) 相談・訪問指導

- ・ 相談者の平均年齢は47.5歳（男性：44.6歳 女性：49.9歳）
- ・ 疾患別では総合失調症や気分障害の相談が多く、病名不明やその他の病気等の相談など専門的知識が必要な多岐にわたる相談にも対応しています。
- ・ 支援内容の多いものは「こころの健康づくり」や「社会復帰等のサービス相談」でした。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
来所・電話・メール 件数	272	265	322	220	160
家庭訪問 実／延	6/34	8/27	15/21	18/22	7/20

	実 件 数				疾 患 名							
	男性	女性	不明	合計	統合失調	気分障害	依存症	てんかん	認知症	知的発達	高次脳機能	その他
29年度	62	72	5	139	31	45	4	1	1	3	2	52
30年度	26	42	8	76	15	28	3	1	0	2	2	25

(4) 地域生活支援

①精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成事業

	精神障害者通所交通費助成		
	実人員	通所施設数	助成日数
26年度	19	12	2,146
27年度	22	14	2,592
28年度	20	15	2,966
29年度	23	19	2,861
30年度	18	15	2,496

11. 障がい者自立支援事業

(1) 自立支援医療（精神）申請承認実績数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規認定申請	95	106	121	116	125
更新認定申請	685	702	773	806	796
計	780	818	894	922	921

(2) 自立支援給付事業

- ①居宅介護 ②生活介護 ③短期入所
 ④サービス利用計画 ⑤地域移行支援
 ⑥共同生活援助 ⑦宿泊型自立訓練 ⑧自立・生活訓練
 ⑨就労継続支援A型 ⑩就労継続支援B型 ⑪就労移行支援

■ 自立支援給付

区分	居宅介護		生活介護		短期入所		サービス計画		地域移行支援	
	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (10月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 人数	実利用人数 (5月)	延利用 人数
29年度	6	444	0	0	1	4	12	283	1	0
30年度	6	460	2	161	1	39	24	293	0	0
比較	0	16	2	161	0	35	12	10	△ 1	0

区分	共同生活援助		宿泊型自立訓練		自立・生活訓練		就労継続A		就労継続B		就労移行	
	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2月)	延利用 日数	実利用人数 (2 月)	延利用日 数
29年度	12	4,519	3	1,082	3	557	27	6,052	66	8,752	7	1,165
30年度	15	4,332	5	1,548	5	890	31	6,586	64	9,627	8	1,256
比較	3	△ 187	2	466	2	333	4	534	△ 2	875	1	91

※28年度に、恵庭市に初めてA型事業所が開設されたことから、就労継続Aの利用者数が伸びています

1 2. 献血事業

- 市民を対象に、北海道赤十字血液センターと連携のもと、市内各事業所等に対し、献血への協力をお願いしました。

	献血実績（人）			実施回数
	200cc	400cc	献血者総数	
26年度	31	2,240	2,271	60
27年度	19	2,272	2,291	67
28年度	20	2,302	2,322	63
29年度	33	2,558	2,591	64
30年度	40	2,269	2,309	60

1 3. 薬物乱用防止事業

- 北海道薬物乱用防止指導員を2名推薦し、啓発活動を推進しました。

1 4. 歩くことを通したまちづくり事業

- 歩くイベント開催、歩く環境整備として休憩所設置、学校・団体等と連携したスタンプラリーを4か月間試行実施しました。

	参加延人数	休憩所設置数	休憩所利用者数	備 考
28年度	2,226	21	1,224	3か月間試行実施
29年度	3,180	30	6,643	4か月間試行実施
30年度	4,139	35	10,089	4か月間試行実施

1 5. 保健センター運営協議会事業

- 平成30年度は運営協議会を3回開催し、保健事業の推進について協議しました。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
29年度	1	H29. 5. 24	9	(1) 平成28年度保健事業実施報告について (2) 平成29年度保健事業の推進について
	2	H29. 10. 16	8	(1) 第3次恵庭市食育推進計画の策定について(経過報告) (2) 第2次恵庭市健康づくり計画の策定について(経過報告) (3) 通所型短期集中予防事業の委託について
	3	H30. 3. 9	10	(1) 平成30年度保健事業の推進について (2) 平成30年度予算の概要について (3) 第3次恵庭市食育推進計画の策定について (4) 第2次恵庭市健康づくり計画策定について (5) 通所型短期集中予防事業の委託について
30年度	1	H30. 5. 24	9	(1) 平成29年度保健事業実施報告について (2) 平成30年度保健事業の推進について
	2	H30. 11. 20	8	(1) 恵庭市自殺対策計画の策定について (2) 恵庭市子育て世代包括支援センターの設置について
	3	H31. 3. 8	9	(1) 平成31年度保健事業の推進について (2) 平成31年度予算の概要について (3) いのち支える恵庭市自殺対策計画(案)について (4) 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種継続実施について (5) 緊急風しん対策(案)について

16. 保健センター運営事業等

(1) 医療顧問の設置

- 平成23年度より継続して、保健センターに医療顧問を設置しています。
医療顧問 南 秀樹医師

(2) 広報啓発

- 保健センター事業の市民周知を図るため、「市民健康カレンダー」を市広報誌4月号と同時配布しました。
- 市ホームページを活用し、各種保健事業の周知を図りました。

(3) 各種補助事業

① 休日等歯科救急診療補助事業

- (社)千歳歯科医師会が実施する日祝日及び年末年始の歯科救急診療業務の運営の助成を恵庭市・千歳市・北広島市の3市で実施しました。
 - 恵庭市診療日数28日（GWと年末年始の3医療機関体制も含む）
 - 診療時間 午前9時30分～12時30分

《歯科診療の休日当番実施状況》

	実施回数	患者数	1回平均
26年度	26	109	4.2
27年度	26	81	3.1
28年度	25	60	2.4
29年度	24	74	3.1
30年度	28	60	3.0

II 予算執行状況（平成30年度）

※単位：千円

事業項目	最終予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
健康診査等事業	27,972	25,543	2,429	
健康診査等事業	1,794	1,405	389	感染症予防（肝炎・エキノコックス）含む
各種がん検診事業	23,930	21,890	2,040	
がん検診推進事業	2,248	2,248	0	働く世代のがん検診推進事業
※ 特定健康診査等事業費	46,423	39,024	7,399	予算執行は国保医療課
健康増進事業	995	893	102	
健康教育・健康相談事業	983	884	99	
訪問指導事業	12	9	3	
母子保健事業	46,552	41,608	4,944	
歯科保健事業	3,928	3,608	320	
食育推進事業	172	124	48	
予防接種事業	161,663	152,573	9,090	
夜間診療所運営事業	102,618	101,507	1,111	
救急医療対策事業	5,686	5,614	72	
介護予防事業	7,252	5,666	1,586	
介護予防把握事業	5,386	4,674	712	
通所介護事業	1,180	613	567	
訪問介護事業	87	34	53	
介護予防普及啓発事業	388	216	172	
地域介護予防活動支援事業	211	129	82	
精神障害者福祉事業	1,136	890	246	
歩くことを通したまちづくり事業	1,400	1,400	0	
保健センター運営協議会事業	166	142	24	
保健センター運営事業	26,987	24,191	2,796	
緑と語らいの広場複合施設維持管理事業	2,347	1,129	1,218	
計	435,297	403,912	31,385	

事業項目	予算 ①	実績 ②	比較①－②	備 考
一般会計				
衛生費	378,139	357,203	20,936	
民生費	1,136	890	246	
総務費	2,347	1,129	1,218	
介護保険特別会計	7,252	5,666	1,586	
国民健康保険特別会計	46,423	39,024	7,399	
計	435,297	403,912	31,385	

令和元年度恵庭市子育て世代包括支援センター事業（案）について

目的	恵庭市子育て世代包括支援センター事業は、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じ、妊娠期から子育て期にわたるまで、利用者の目線と専門的知見の両方の視点を活かした切れ目ない支援体制を構築することを目的とする。
開始時期	令和元年 10 月 1 日
実施場所	アルファコート緑と語らいの広場えにあす内 2 階相談室
実施主体	恵庭市（保健福祉部保健課母子保健食育担当）
対象者	事業の対象者は市内に住所を有する妊産婦並びに乳幼児とその保護者及び支援を必要とする者
主な業務	①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること ②妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと ③支援プランを策定すること ④保健医療又は福祉の関係機関との連携調整を行うこと
従事者	①関係機関と連携を図りながら事業が円滑かつ効果的に行われるよう、母子保健事業に関する専門的知識を有する専任の母子保健コーディネーター（保健師）を 1 名配置する ②保健福祉部保健課母子保健食育担当者 4 名は兼任とする
相談体制	妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ切れ目のない支援で応援する 相談窓口 として、母子保健担当及び子育て支援担当それぞれ専任の職員を配置する。 安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、健康に関する相談や育児、また不安や子育てに関する相談、及び子育て支援制度などの情報提供等、包括的な相談体制を整備。

風しんの追加的対策について

(風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種事業)

1. 現状と背景

趣 旨	昨年7月以降、大都市圏を中心に、30代～50代男性の風しん患者の増加していることから、国は本年2月に予防接種法施行令を改正し、これまで定期接種を受ける機会がなかった年代の男性を対象に、風しん感染拡大防止のための追加的対策を実施することとした。これを受け、本市においても国の目標に向かい速やかに事業の取組みを開始した。
対象者	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ※3カ年計画で段階的に取組む (2019年度～2021年度) 2019年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
実施方法	【契約】日本医師会と都道府県知事の全国統一集合契約 ・抗体検査 全国統一価格 ・予防接種 市町村ごとの単価契約 【内容】市より対象者へ無料クーポン券(風しん抗体検査・麻疹風しん混合ワクチン予防接種)を送付。対象者は、医療機関等にて風しん抗体検査を受け、抗体がない者は予防接種を実施。
目 標	先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、2020年7月までに風しんの排除を達成する。 ※現状の対象世代男性の抗体保有率 80%を、 ①2020年 7月までに、85%に引き上げる。 ②2021年度末までに、90%に引き上げる。

2. 実施状況

対象数	対象世代全体数 8,311人 本年度対象数 3,640人 抗体検査受検推計 1,856人 うち予防接種者推計 390人 (H31.4月末現在)
取組み状況	※平成31年2月 予防接種法施行令改正 国より「風しんの追加対策に係る手引き」の通知 平成31年3月末 風しん抗体検査、ワクチン予防接種問診表等を医療機関に送付 (市内指定医療機関 17機関) 平成31年4月 市広報にて事業周知 令和元年5月17日 対象者に無料クーポン発送

第2次恵庭市健康づくり計画について

計画年度 平成30年度～令和5年度

計画策定の背景と趣旨

国が推進する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の趣旨に沿い、平成18年度から10年間の「恵庭市健康づくり計画」を策定。「健康日本21」の方針改正（平成25年）に応じ、平成25年度から5年間の「恵庭市健康づくり計画（後期計画）」を策定し、市民の生涯にわたる健康増進に関する施策について実施してきました。本計画の終期を迎え、現行計画の評価及び、本市の急速な少子高齢化による社会構造や疾病構造の変化等新たな健康課題を踏まえ、「第2次恵庭市健康づくり計画」を策定します。

基本理念

市民一人ひとりが、「生きがいを持ち、心豊かに、はつらつと暮らせるまち」を目指し、生涯にわたる健康づくりを推進します。

基本的な方向

- | | |
|----------|------------------------|
| 基本的な方向 1 | 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 |
| 基本的な方向 2 | 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 |
| 基本的な方向 3 | 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 |
| 基本的な方向 4 | 生活習慣及び社会環境の改善 |
| 基本的な方向 5 | 健康を支え、守るための社会環境の整備 |

評価指標

国は、5つの基本的な方向ごとに、健康づくりを推進するための9領域を設定し、基本目標と評価指標53項目について、現状の数値と概ね10年後の目標を掲げ、目標の達成に向けた取り組みを示しております。

市においては、地域の状況や国の基本的な方向性などを十分に勘案し、目標を35項目に設定し、計画を策定しました。

領域	目標数	目標一例
がん	2	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少。がん検診の受診率の向上
循環器疾患	6	虚血性心疾患の死亡率の更なる減少。高血圧の改善。
糖尿病	4	糖尿病有病者の増加の抑制。新規人工透析導入患者数の減少。
栄養・食生活	5	痩せ・肥満傾向にある子どもの割合の減少
身体活動・運動	5	日常生活における歩行の増加。運動習慣者の割合の増加。
休養・こころの健康	4	睡眠による休養を十分にとれていない者の割合の減少
喫煙	2	成人の喫煙率の減少。妊娠中の喫煙をなくす。
飲酒	2	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒しているの者の割合の減少
歯・口腔の健康	4	歯の喪失防止、歯周病を有する割合の減少

第2次健康づくり計画目標変更について

1. 目標改正の理由

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の一部改正(告示：平成31年2月28日)によるもの。

2. 改正の内容

・・・別紙資料

- (1) 「健康日本21（第二次）」中間報告書及びがん対策推進基本計画等の改定を踏まえ、基本方針に規定されている目標を改定する。
- (2) 基本方針の制定当時に、目標を評価するための指標が確定していなかったために、現状値として参考値を規定していた項目について、中間報告書において示された確定した指標における現状値を基本方針に規定する。

3. 恵庭市における計画変更内容

第二次恵庭市健康づくり計画 <領域> (6) 休養・こころの健康

(ページ：P15、P19、P48)

(改正前)



(改正後)

項目	現状	目標
㊸認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	17.0% 平成28年度	増加傾向
	(参考値＝国) 0.9% (平成21年度) 10% (平成34年度)	
データソース	(市) 介護予防事業の実施に関する調査 (国) 厚労省「介護予防事業報告」(基本チェックリスト認知症関連項目)	

項目	現状	目標
㊸認知症サポーター数の増加	5,950人 平成28年度	増加傾向
	(参考値＝国) 330万人 (平成23年度) 1200万人 (平成32年度)	
データソース	(市) 保健福祉部介護福祉課把握 (国) 厚労省老健局認知症施策推進室による把握	

※27年度の介護保険制度改正で基本チェックリストを使用した介護予防事業は基本的に実施しない方針となり、指標の把握ができなくなったため。

健康日本2 1（第二次）推進専門委員会による中間評価での目標の変更案

① 基本計画等の改訂や他委員会による目標変更に伴う変更

項 目	変 更 前 の 目 標 値	変 更 後 の 目 標 値
第3期がん対策推進基本計画（2017年度～2022年度）		
75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少	73.9（2015年）	減少傾向（2022年）
がん検診の受診率の向上	50%（胃がん、肺がん、大腸がんは 40%（2016年）	50% （2022年度）
受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	医療機関0%、行政機関：0%、家庭 3%、飲食店15%（2022年度）、受動 喫煙の無い職場の実現（2020年）	望まない受動喫煙のない社会の実現 （2022年度）
第三期医療費適正化計画（2018年度～2023年度）		
特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	特定健康診査の実施率 70%以上 特定保健指導の実施率 45%以上 （2017年度）	特定健康診査の実施率 70%以上 特定保健指導の実施率 45%以上 （2023年度）
自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～		
自殺者の減少（人口10万人当たり）	19.4（2016年）	13.0以下（2025年度）
健やか親子21（第2次）（2015年度～2024年度）		
小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	増加傾向へ （2014年）	増加傾向へ （2022年度）
適正体重の子どもの増加	減少傾向へ（2014年）	減少傾向へ（2022年）
全出生数中の低出生体重児の割合の減少	減少傾向へ（2014年）	減少傾向へ（2022年）
肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学5年生の中等度・高度肥満傾向児 の割合減少傾向へ（2014年）	児童・生徒における肥満傾向児の割合 7.0%（2024年度）
妊娠中の飲酒をなくす	0%（2014年）	0%（2022年度）
妊娠中の喫煙をなくす	0%（2014年）	0%（2022年度）
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会		
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	50%（2022年度）	60%（2022年度）
60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	70%（2022年度）	80%（2022年度）
3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	23都道府県（2009年）	47都道府県（2022年度）
12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	28都道府県（2011年）	47都道府県（2022年度）

② その他

変 更 前 の 目 標	変 更 後 の 目 標	理 由
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群 2008年度と比べて25%減少（2015年度）	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群 2008年度と比べて25%減少（2022年度）	元々の目標が2015年度で設定されていたため 目標年度を最終年度の2022年度まで変更
認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率 10% （2022年度）	認知症サポーター数 1200万人 （2020年度）	2015年度の介護保険制度改正により、基本 チェックリストでの介護予防事業は必須項目 ではなくなったため、目標を差し替え
スマート・ライフ・プロジェクト （以下S L P） 参画企業数3,000社（2022年度）	S L P参画企業数3,000社 S L P参画団体数7,000団体（追加） （2022年度）	地域のつながりは企業のみならず自治体や組 合等の相互互助が重要であるため、自治体や 組合等の団体参画数も目標として追加した

第3次恵庭市食育推進計画について

計画年度 平成30年度～令和5年度

計画策定の趣旨

食育の推進により、市民一人ひとりが自分の食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力や、食への感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力を育み、「生涯にわたる健やかな暮らしの実現」をめざします。推進にあたっては「家庭」「幼稚園・保育園等」「学校」「地域」「農畜産業者・食品関連事業者」「行政」が協働し、目標に向かって食育推進に取り組んでいきます。

また、国の第3次食育推進基本計画の今後5年間に取り組むべき5つの重点課題や北海道食育計画（第3次）における4つの基本方針と調和を図りつつ、市民が具体的に食育をイメージすることができ、実践につなげられるよう食育を進めてまいります。

基本方針

『食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす』

食育を推進するための3つの領域と目標

		<目 標>	<計画策定時>	<目標値>
領域 1	食をとおして 健康をつくる	①体や健康のことを考えて食事をして いる人を増やす	中学生 75 % 成人 76 %	90% 現状維持
		②1日350g以上の野菜を摂取して いる人を増やす	成人 22 %	40%
		③栄養バランスに配慮した食生活を実 践する人を増やす	成人 37 % 20代男女 26 %	70% 55%
		④食事を味わってよく噛んで食べる人 を増やす	成人 37 %	55%
領域 2	食をとおして 人を育む	⑤朝食又は夕食を家族と一緒に食べる 「共食」の回数を増やす	週 7.8 回以上	週11回以上
		⑥朝食を毎日食べる人を増やす	小学生 97 %	100%
			中学生 89 %	100%
			成人 74 %	85%
			20代男女 49 %	85%
⑦早く寝る小学生を増やす (21時台までの就寝)	小学生 55 %	70%		
領域 3	食をとおして 地域をつくる	⑧「食育」に関心を持っている人を 増やす	成人 70 %	90%
		⑨地元産（道内産）食材を購入する人 を増やす	成人 76 %	95%
		⑩学校給食における恵庭産食材の活用 を増やす	21%	30%

いのち支える 恵庭市自殺対策計画について

計画年度 令和元年度～令和5年度

計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年に急増し平成23年まで年間3万人を超える状態が続いていました。徐々に自殺者数は減少傾向に転じましたが、いまだに年間2万人を超える方が自殺によって亡くなっている状況が続いており、楽観できる状態ではありません。

恵庭市では、「第2次恵庭市健康づくり計画」においても継続して自殺予防の取組を掲げていますが、法の改正とこれまでの取組を踏まえ、「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」を策定し、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

基本理念

誰もが健康で安全安心に暮らし、
誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する

数値目標

2015年における自殺死亡率 18.9 を2026年までに30%以上減少させ※自殺死亡率 13.2 とすることを長期的な目標とし、計画期間（2019年度～2023年度）の5年間に自殺死亡率を、「減少傾向」とすることを目標とします。

	現状値	目標値
年 度	2015	2019～2023
自殺死亡率	18.9	減少傾向
自殺者数	13人	減少傾向

※ 自殺死亡率：地域における自殺者数を人口
10万人あたりの自殺者数に換算したもの

恵庭市における重点領域

重点領域 （重点的な対応が必要な対象群として、 基本施策に反映します）	(1) 勤務・経営
	(2) 無職者・失業者
	(3) 生活困窮者
	(4) 子ども・若者

○恵庭市保健センター条例

平成7年6月30日

条例第20号

改正 平成14年6月20日条例第19号

平成20年2月29日条例第4号

平成24年3月1日条例第1号

平成27年12月15日条例第24号

平成29年12月7日条例第30号

(設置)

第1条 地域保健対策の拠点として、市民の健康保持、増進及びその他健康に関する必要な事業を行うため、恵庭市保健センター(以下「保健センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 保健センターの位置は、恵庭市緑町2丁目1番1号とする。

(業務)

第3条 保健センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康相談、保健指導及び健康診査に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (4) スポーツを通じた健康の保持及び増進に関すること。
- (5) その他保健センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 保健センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(運営協議会)

第5条 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく計画及び健康保持、増進その他健康に関する事項を協議するため、恵庭市保健センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織及び任期)

第6条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる団体のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健所及びその他の関係行政機関
- (2) 医師会、歯科医師会及びその他の保健医療関係団体

(3) 社会福祉協議会及びその他の福祉関係団体

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館の制限)

第7条 保健センターに、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 施設又は設備を損傷させるおそれのある者

(3) 保健センターの管理上、支障のある者と認められる者

(4) その他市長が入館を不相当と認める者

(損害の賠償)

第8条 施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第25号で平成7年9月4日から施行)

附 則(平成14年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月29日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月7日条例第30号)

この条例中第1条の規定は平成30年3月29日から、第2条の規定は同年3月26日から施行する。

○恵庭市保健センター条例施行規則

平成7年8月30日

規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、恵庭市保健センター条例(平成7年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の勤務時間等)

第2条 恵庭市保健センター(以下「保健センター」という。)に勤務する職員の勤務時間等は、恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第20号)の規定を準用する。

(遵守事項)

第3条 保健センターの入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 施設内で、看板若しくはポスターの掲示、物品の配布若しくは販売又は金品の寄附若しくは署名等の行為を行わないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

(運営協議会)

第4条 条例第5条の規定に基づく恵庭市保健センター運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、次の各号の規定による。

- (1) 会議は、定例会及び臨時会とする。
- (2) 会議は、会長が招集する。
- (3) 定例会は、年2回開催する。
- (4) 臨時会は、必要の都度開催する。
- (5) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議長は、会長をもって充てる。

(7) 会議において表決の必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、保健センターに置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年9月4日から施行する。